

青 警 本 広 第 7 5 号
平成 2 5 年 4 月 1 2 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県公安委員会・青森県警察本部長における個人情報保護条例審査基準の一部改正について

青森県情報公開条例及び青森県個人情報保護条例の一部改正等に伴い、「青森県公安委員会・青森県警察本部長における個人情報保護条例審査基準」（平成25年2月1日付け青警本広第24号）の一部を別添のとおり改正することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施により旧通達は廃止する。

この係：情報公開係

青森県公安委員会・青森県警察本部長における個人情報保護条例審査基準

(平成25年4月12日)

目 次

| | |
|--|----|
| はじめに | 1 |
| 第1 不開示とする情報の基準 | 1 |
| 1 条例第21条第1項第1号（法令秘情報）に基づき不開示とする情報の基準 | 1 |
| 2 条例第21条第1項第2号（不開示指示情報）に基づき不開示とする情報の基準 | 1 |
| 3 条例第21条第1項第3号（請求者本人に関する情報）に基づき不開示とする情報 の基準 | 1 |
| 4 条例第21条第1項第4号（請求者以外の個人法人等情報）に基づき不開示とす る情報の基準 | 2 |
| 5 条例第21条第1項第5号（法人等情報）に基づき不開示とする情報の基準 | 5 |
| 6 条例第21条第1項第6号（公共安全等情報）に基づき不開示とする情報の基準 | 7 |
| 7 条例第21条第1項第7号（審議検討等情報）に基づき不開示とする情報の基準 | 9 |
| 8 条例第21条第1項第8号（事務事業情報）に基づき不開示とする情報の基準 | 11 |
| 9 条例第21条第1項第9号（任意提供情報）に基づき不開示とする情報の基準 | 14 |
| 第2 保有個人情報の存否に関する情報についての基準 | 16 |
| 1 条例の定め | 16 |
| 2 規定上の留意点 | 16 |
| 第3 法令又は他の条例による開示の実施との調整 | 17 |
| 1 条例の定め | 17 |
| 2 基準 | 17 |
| 第4 保有個人情報の訂正についての基準 | 17 |
| 1 条例の定め | 17 |
| 2 規定上の留意点 | 17 |
| 第5 保有個人情報の利用停止についての基準 | 18 |
| 1 条例の定め | 18 |
| 2 規定上の留意点 | 18 |
| 第6 適用除外 | 19 |
| 1 条例の定め | 19 |
| 2 規定上の留意点 | 20 |

はじめに

本審査基準は、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号。以下「条例」という。）に基づき公安委員会及び警察本部長が行う保有個人情報の開示決定等の際して、準拠すべき条例の解釈等を具体的に示したものである。

第1 不開示とする情報の基準

1 条例第21条第1項第1号（法令秘情報）に基づき不開示とする情報の基準

(1) 条例の定め

一 法令又は他の条例の規定により開示することができない情報

(2) 規定上の留意点

ア 「法令」

法律、政令、内閣府令、省令その他国の機関が定める命令をいい、通知等は含まれない。

イ 「開示することができない情報」

法令又は他の条例の明文の規定により開示することができないと定められている保有個人情報をいい、当該法令又は他の条例の規定が本人以外の第三者に対する開示禁止の場合は、本号に該当しないものである。

2 条例第21条第1項第2号（不開示指示情報）に基づき不開示とする情報の基準

(1) 条例の定め

二 実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により開示することができない情報

(2) 規定上の留意点

ア 「法律上従う義務を有する国の機関の指示」

国の機関から、法律又はこれに基づく政令を根拠としてなされる指示をいう。

イ 「国の機関」

内閣府、宮内庁並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する国の行政機関として置かれる省、委員会及び庁のほか、国会、裁判所なども含まれる。

ウ 「指示」

文書によりなされるもので、開示してはならない旨が明記されているものをいい、口頭によるものや抽象的な内容のもの（例えば、「公表については、慎重に取り扱うこととされたい。」等）は、これに該当しない。

3 条例第21条第1項第3号（開示請求者本人に関する情報）に基づき不開示とする情

報の基準

(1) 条例の定め

三 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 規定上の留意点

開示請求制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、通例は本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられる。しかし、開示が必ずしも本人の利益にならない場合もあり得ることから、そのような場合には不開示とすることができるようにしておく必要がある。

例えば、カルテの開示の場合、インフォームドコンセントの考え方から相当程度の病状等を開示することが考えられる場合がある一方で、患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示が病状等の悪化をもたらすことが予見される場合もあり得る。また、児童虐待の場合のように、虐待の告発等の児童本人に関する情報を親が法定代理人として開示請求する場合も想定される。このような場合において、本人に関する保有個人情報であることを理由として一律に実施機関に開示義務を課すことは合理性を欠くこととなる。

本号が適用される局面は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的ケースに即して慎重に判断する必要がある。

4 条例第21条第1項第4号（開示請求者以外の個人情報）に基づき不開示とする情報の基準

(1) 条例の定め

四 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律

第二百六十一号) 第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社の役員及び職員をいう。) である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名(警察職員(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第三十四条第一項又は第五十五条第一項に規定する職員をいう。)の氏名を除く。)及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 規定上の留意点

ア 開示請求者以外の個人に関する情報(第4号本文)

(ア) 「個人に関する情報」

「個人に関する情報」とは、

- a 氏名、住所、生年月日、電話番号等の個人の基本的な情報
- b 健康状態、病歴等の個人の心身の状況に関する情報
- c 家族状況、親族関係、生活の記録等の個人の家庭生活に関する情報
- d 職業、職歴、学歴、資格等の個人の社会生活に関する情報
- e 年収、所有不動産等の個人の資産・収入に関する情報
- f 政治理念、人生観、宗教等の個人の思想、信条等に関する情報

など、個人に関する一切の情報をいう。

(イ) 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」

「その他の記述等」とは、氏名及び生年月日以外の記述又は個人別に付された番号その他の符号等をいう。映像や音声も、それによって特定の個人を識別することができる限りにおいて「その他の記述等」に含まれる。

「特定の個人を識別することができる」とは、当該情報の本人である特定の個人が誰であるかを識別することができることをいう。

「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」とは、当該情報のみでは特定の個人を識別できない場合であっても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる場合は不開示情報となるものである。

照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合も含まれ、また、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」に含めて考える必要はない。

(ウ) 「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

実施機関の保有する個人に関する情報の中には、匿名の作文や、無記名の個

人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、特定の個人を識別できない場合であっても、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合は、不開示情報となる。

イ 「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」（第4号ただし書イ）

(ア) 「法令若しくは他の条例の規定により」

「法令若しくは他の条例の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。

(イ) 「慣行として開示請求者が知ることができ」

「慣行として開示請求者が知ることができ」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。

当該保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらない。

「慣行として開示請求者が知ることができ」る情報に該当するものとしては、請求者の家族構成に関する情報（妻子の名前や年齢、職業等）等が考えられる。

ウ 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」（第4号ただし書ロ）

不開示情報該当性の判断に当たっては、当該情報を不開示にすることの利益と開示することの利益との調和を図ることが重要であり、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を開示しなければならないこととするものである。現実に、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性の高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

エ 「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員の氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分」（第4号ただし書ハ）

(ア) 「職務遂行に係る情報」

公務員等が行政機関その他の国の機関若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、苦情相談に対する担当職員の対応内容に関する

情報などがこれに含まれる。

- (イ) 「当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員の氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分」

公務員等の職務の遂行に係る情報には、当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものが少なくない。このうち、行政の説明責務が全うされるようにする観点から、公務員等の職名、氏名及び職務遂行の内容については、警察職員の氏名を除き当該公務員等の個人に関する情報としては不開示とはしないという意味である。

- (ウ) 公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる警察職員の氏名の取扱い

警察職員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該警察職員の氏名については、開示した場合、職務遂行上大きな支障が生ずるおそれや警察職員個人又は家族に対する嫌がらせ、報復のおそれがあるため、個人情報として保護に値すると位置付けた上で、ただし書イに該当する場合には例外的に開示することとするものである。

すなわち、当該警察職員の氏名が、法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている場合には、職務の遂行に係る情報について、ただし書イが適用され、個人情報としては不開示とはならないことになる。

慣行として開示請求者が知ることができるかどうかの判断に当たっては、実施機関により作成され、又は実施機関が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名が掲載されている場合などには、その職にある者の氏名を一般に明らかにしようとする趣旨であると考えられ、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されていると解される。

5 条例第21条第1項第5号（法人等情報）に基づき不開示とする情報の基準

(1) 条例の定め

五 法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(2) 規定上の留意点

ア 法人その他の団体に関する情報

- (ア) 「法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地

方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社を除く。)」

株式会社等の会社法（平成17年法律第86号）上の会社、一般財団法人、一般社団法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれる。

(イ) 「法人その他の団体に関する情報」

法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連性を有する情報を指す。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

イ 「開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」

(ア) 「権利、競争上の地位その他正当な利益」

「権利」には、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を含む。

「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。

(イ) 「害するおそれ」

「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

ウ 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」（第5号ただし書）

本号のただし書は、第4号ただし書口と同様に、当該情報を不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないとするものである。

現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。

6 条例第21条第1項第6号（公共安全等情報）に基づき不開示とする情報の基準

(1) 条例の定め

六 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(2) 規定上の留意点

ア 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」

「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共安全と秩序の維持」の例示である。

「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

なお、県民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、開示しても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しない。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。

「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。

「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法（明治40年法律第45号）第2章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行及び監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することにより、これら保護観察等に支障を及ぼし、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。

イ 「公共安全と秩序の維持」

「公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）に基づくつきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含

まれる。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や、被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も本号に含まれる。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等一般に開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生ずるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号ではなく、第8号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により、開示・不開示が判断されることになる。

ウ 「おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」

開示することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当であるため、このような規定振りとしているものである。

エ 公安委員会及び警察本部長の保有する個人情報に含まれ得る情報の中で本号に該当すると思われる代表的な類型は、次のとおりである。

- (ア) 現に捜査（暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防・捜査に密接に関連する活動を含む。）中の事件に関する情報であって、開示することにより当該捜査に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (イ) 公共の安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報であって、開示することにより当該活動に支障を生じるおそれがあるもの
- (ウ) 開示することにより、犯罪の被害者、捜査の参考人又は情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報
- (エ) 捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報であって、開示することにより将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれのあるもの
- (オ) 犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報であって、開示することにより将来の犯行を容易にし、又は犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるもの
- (カ) 犯罪行為の手口、技術等に関する情報であって、開示することにより犯罪の実行を容易にするおそれのあるもの
- (キ) 犯罪行為の対象となるおそれのある人、施設、システム等の行動予定、所在地、警備・保安体制、構造等に関する情報であって、開示することにより当該人、施設、システム等に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にす

るおそれのあるもの

(ク) 被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であって、開示することにより被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれのあるもの

オ 行政法規違反の捜査等に関する情報

風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給等開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政活動に係る情報は、原則として本号の対象にならないが、これらの行政法規に係る業務に関する情報がおよそ本号の対象から除外されるものではなく、風俗営業法違反事件や道路交通法違反事件等の行政法規違反の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある情報や、これらの犯罪を容易にするおそれがある情報であれば、本号の対象となる。

カ 警備実施等に関する情報

警衛若しくは警護又は治安警備（災害警備及び雑踏警備を除く警備実施をいう。以下「警備実施等」という。）については、従事する警察職員の数及び配置、通信に関する情報、警備実施等のために態勢を構築した時期及びその期間に関する情報は、開示することにより、警察の対処能力が明らかとなり、要人に対してテロ行為を敢行しようとする勢力等がこれに応じた対抗措置をとるなどにより警備実施等に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し不開示となる。

これらの情報は、当該警備実施等の終了後であっても、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例等を研究、分析することにより、将来におけるテロ行為等の犯罪行為が容易となり、将来の警備実施等業務に支障を及ぼすおそれがある場合には、不開示となる。

なお、警備実施等に従事する延べ人数等県警察、警察庁又は他の都道府県警察において広報された情報は、開示される。

7 条例第21条第1項第7号（審議検討等情報）に基づき不開示とする情報の基準

(1) 条例の定め

七 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社、の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(2) 規定上の留意点

ア 対象となる情報の範囲

県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社（以下「県の機関等」という。）について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間にお

ける審議、検討又は協議に関する情報が本号の対象である。

具体的には、県の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、県の機関等が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報を指す。

イ 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護法益としている。

ウ 「不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ」

未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、県民等の誤解や憶測を招き、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が開示されることによる県民等への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

エ 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」

尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合を想定したもので、上記ウと同様に、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、県民等への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

オ 「不当に」

上記イからエまでにおいて「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断される。

カ 意思決定後の取扱い等

審議検討等情報については、県の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意する必要がある。また、審議、検討等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議検討等情報が開示されると、県民等の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に

該当し得る。

8 条例第21条第1項第8号（事務事業情報）に基づき不開示とする情報の基準

(1) 公開条例の定め

八 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(2) 規定上の留意点

県の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示情報としている。

これらの県の機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業に関する情報を事項的にすべて列挙することは技術的に困難であり、実益も乏しい。このため、各機関に共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」としてイからホまでに例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定している。

ア 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（第8号本文）

(ア) 「次に掲げるおそれ」

「次に掲げるおそれ」としてイからホまでに掲げたものは、各機関共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、開示することによ

って、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。これらの事務又は事業のほかにも、同種のもので反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の手続き又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。

- (イ) 「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

本規定は、実施機関の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

- イ 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(第8号イ)

- (ア) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収」

「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいう。

「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

「租税」には、国税及び地方税がある。「賦課」とは国又は地方公共団体が公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは国又は地方公共団体が租税その他の収入金を取ることをいう。

- (イ) 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報や、試験問題等のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、監査等の対象と

なる者等による法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると他の監査等の対象となる者等に法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは該当し得ると考えられる。

ウ 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」（第8号ロ）

(ア) 「契約、交渉又は争訟」

「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。

(イ) 「県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

県の機関等が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約等に関する情報の中には、例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。

エ 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」（第8号ハ）

県の機関等が行う調査研究（ある事柄を調べ、真理を探究すること）の成果については、社会、県民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く県民等に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれのあるもの、②試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするもの

である。

オ 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」(第8号ニ)

県の機関等が行う人事管理(職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関する事)に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該機関の自律性を有するものである。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評定や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

カ 「県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(第8号ホ)

県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、第5号の法人等情報と同様な考え方で、企業経営上の正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものを不開示とするものである。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、情報の不開示の範囲は同号の法人等とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得る。

9 条例第21条第1項第9号(任意提供情報)に基づき不開示とする情報の基準

(1) 条例の定め

九 個人又は法人等が、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供した情報であって、当該個人又は法人等における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(2) 規定上の留意点

本号は、個人又は法人等が、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に実施機関に提供した情報に該当する保有個人情報についての不開示情報としての要件を定めたものである。

個人及び法人等に関する情報の中には、一般にはまだ知られていない情報、内部管理情報、特別の情報源から得た情報等、通例、他人に提供されていないか、又は開示しないことを前提としなければ他人に提供されないものがある。このような情報が実施機関の要請に応じて任意に提供され、実施機関がこれを保有することとなった場合に、実施機関が保有していることのみを理由として、当然に他人に対しても開示されるとするのは合理的でない。

このため、本号では、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に実施機関に提供した情報であって、開示しないという条件を付することに一定の合理性が認められるものについては、開示しないこととしたものである。よって、任意に提供された情報のすべてが本号に該当するというわけではない。

ア 「個人又は法人等」

「個人」には、事業を営む個人も含まれる。また、「法人等」には、県の機関等は含まれないことに留意しなければならない。

イ 「実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供した情報」

実施機関が、事務又は事業を実施する上で必要であるため、法的権限の行使によらずに、個人又は法人等に情報の提供を要請し、個人又は法人等が開示しないとの条件でこれに応じて任意に提供した情報をいう。

つまり、実施機関において、当該情報の提供を求める法的権限を有しており、かつ、権限を行使することにより提供された情報、あるいは、実施機関からの要請がないにもかかわらず、個人又は法人等が自発的に提供した情報については、本号が適用されない。ただし、個人又は法人等から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、個人又は法人等から非公開の条件が提示され、実施機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれ得ると解する。

「要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、実施機関が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

「開示しない」とは、本条例に基づく開示請求に対して開示しないことのほか、第三者に対して当該情報を提供しない意味である。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

「条件」については、実施機関の側から開示しないとの条件で情報を提供してほしいと申し入れる場合も、個人又は法人等の側から実施機関の要請があったので情報は提供するが開示しないでほしいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立する。

ウ 「当該個人又は法人等における通例として」

当該個人又は法人等ではなく、当該個人又は法人等が属する社会、業界、業種の通常の慣行に照らして判断することを意味する。

エ 「当時の状況等に照らして」

開示しないとの条件を付することの合理性の判断は、当該条件が付された時点における諸事情を基本として行うが、場合によっては、その後の事情の変更を勘案して判断する場合もあることを意味している。

オ 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる」

本号のただし書は、第4号ロ及び第5号ただし書の留意点と同様である。

第2 保有個人情報の存否に関する情報についての基準

1 条例の定め

第二十三条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

2 規定上の留意点

本条は、開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関が保有個人情報の存否自体を明らかにしないで、開示請求を拒否することができることを定めたものである。

実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が存在していれば、開示決定又は不開示決定を行い、存在していなければ不開示決定を行うことになる。したがって、保有個人情報の不存在を理由とする不開示決定の場合以外の決定では、原則として保有個人情報の存在が前提となっている。

しかしながら、開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで、第21条第1項各号の不開示情報を開示することとなる場合があり、この場合には、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることとしている。

- (1) 「当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」

開示請求に係る保有個人情報があるかないかにかかわらず、開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性が結合することにより、当該保有個人情報の存否を回答できない場合もある。例えば、犯罪の容疑者等特定の個人を対象とした内偵捜査に関する情報について、本人から開示請求があった場合等が考えられる。

- (2) 「当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」

保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、青森県行政手続条例（平成7年7月青森県条例第17号）第8条に基づき処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられる。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった保有個人情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示することになる。

存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、保有個人情報が存在しな

い場合に不存在と答えて、保有個人情報が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該保有個人情報の存在を類推させることになる。

第3 法令又は他の条例による開示の実施との調整

1 条例の定め

第二十五条 実施機関は、法令又は他の条例（青森県情報公開条例を除く。）の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が第十九条第一項各号及び第二十条第二項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、第十九条第一項本文及び第二十条第二項の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第十九条第一項第一号の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

2 基準

法令又は他の条例の規定により、開示請求者に対し、この条例に定める方法と同一の方法で開示請求に係る保有個人情報の開示を行うこととされているときは、当該法令等の定める手続によることとし、この条例に基づく同一の方法による保有個人情報の開示を行わないこととしたものである。

具体例として、第1項の「法令」には自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）が含まれ、自動車安全運転センターが、同法の規定により、経歴証明業務として本人の求めに応じて交付している書面に記載されている個人情報については、これと同一の方法による開示は行わないこととなる。

第4 保有個人情報の訂正についての基準

1 条例の定め

第二十八条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

2 規定上の留意点

(1) 「訂正請求に理由があると認めるとき」

「訂正請求に理由がある」とは、実施機関による調査等の結果、請求どおり、保有個人情報事実でないことが判明したときをいう。

(2) 「利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない」

ア 訂正請求権制度は、実施機関の努力義務として定めている条例第11条第2項の「正確性の確保」を受けて、本人が関与し得る制度として設けるものであり、本条は第11条第2項と同様に、利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるものである。訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。

イ 請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で行えばよく、訂正をすることが利用目的の達成に必要なでないことが明らかな場合は、特段の調査を行うまでもない。

具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合は、訂正する必要がないことが考えられる。

ウ 適切な調査等を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認ができないこととなるから、実施機関としては、訂正決定を行うことはできない。ただし、運用上、事実関係が明らかではない旨を追記する等の適切な措置を講じておくことが適当な場合もあり得る。

(3) 保有個人情報を基になされた行政処分との関係について

訂正請求は、請求に係る保有個人情報の正確性を確保する観点から行われるものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた保有個人情報それ自体であり、当該情報に基づいてなされた行政処分の効力に直接に影響を及ぼすものではない。

第5 保有個人情報の利用停止についての基準

1 条例の定め

第三十四条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

2 規定上の留意点

(1) 「利用停止請求に理由があると認めるとき」

「利用停止請求に理由があると認める」とは、第32号第1項第1号又は第2号に該当する違反の事実があると実施機関が認めるときである。その判断は、当該実施機関の所掌事務、保有個人情報の利用目的及び本条例の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行われる必要がある。

(2) 「当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で」

ア 「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、第32条第1項第1号又は第2号に該当する違反状態を是正する意味である。

イ 「必要な限度」とは、例えば、利用停止請求に係る保有個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があるということである。また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足りる。この場合、当該保有個人情報を消去するまでの必要はなく、仮に消去してしまうと、本来の利用目的内での利用も不可能となり、適当でない。

(3) 保有個人情報を基になされた行政処分との関係について

利用停止請求は、請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保する観点から行われるものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた保有個人情報それ自体であり、当該情報に基づいて既になされた行政処分の効力に直接に影響を及ぼすものではない。

(4) 「当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない」（ただし書）

利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が優るような場合にまで利用停止を行う義務を課すことは、公共の利益の観点からみて適当でない。このため、「当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」は、利用停止をする義務を負わないこととしたものである。

第6 適用除外

1 条例の定め

第三十七条 次に掲げる保有個人情報については、この節の規定は、適用しない。

一 刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊

急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。)

- 二 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第五十三条の二第二項に規定する訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報
- 三 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十条第一項に規定する免許漁業原簿に記録されている保有個人情報

2 規定上の留意点

本条は、条例第2章第2節（個人情報の開示、訂正及び利用停止）の規定の適用除外について定めたものである。

(1) 刑の執行等に係る保有個人情報の適用除外（第1号）

ア 刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報を条例第2章第2節（個人情報の開示、訂正及び利用停止）の適用除外としたのは、これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や監獄に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるからである。例えば、雇用主が、採用予定者の前科の有無やその内容をチェックする目的で、採用予定者本人に開示請求させる場合などが想定される。

イ 少年の保護事件に係る裁判や保護処分の執行等に係る保有個人情報は、少年の前歴を示す情報を含んでおり、成人の前科前歴情報と同様に開示の適用除外とする必要性が高いことから、適用除外として明記している。

ウ 「更生緊急保護」とは、更生保護法（平成19年法律第88号）第85条第1項に基づき、同項各号に掲げる者が刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族からの援助若しくは公共の衛生福祉に関する機関その他の機関からの保護を受けられない場合、又はこれらの援助や保護だけでは改善更生することができないと認められる場合に、本人の申出に基づき、国の責任によって緊急に行う宿泊場所の供与等の保護措置をいう。

更生緊急保護の対象者の範囲は前科を有する者等に限定されており、更生緊急保護に係る保有個人情報は、前科等が明らかになるものであることから、適用除外としたものである。

エ 「恩赦」は、行政権の作用により裁判の内容を変更し、その効力を変更し若しくは消滅させ、又は国家刑罰権を消滅させるものであり、このため、本人の前科等に関する情報を当然含んでいる（恩赦には、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権がある。）。

恩赦の対象者の範囲は前科を有する者等に限定されており、「恩赦に係る保有個人情報」は、前科等が明らかとなるものであることから、適用除外としたものである。

オ 刑の執行等に係る保有個人情報の中には、刑の執行等を受けた者以外の個人情報も含まれ得るが、本号の趣旨を踏まえれば、適用除外とする範囲は、「当該裁

判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限」られている。

- (2) 「刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第2項に規定する訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」の適用除外（第2号）

ア 捜査の過程で作成される捜査報告書、供述録取書等の捜査書類に記録されている保有個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関法」という。）と同時に成立した行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第61号）第13条により、刑事訴訟法第53条の2第2項が新設され、「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、」行政機関法第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されないこととされている。この趣旨は、刑事訴訟に関する文書については、文書の公開・非公開の取扱い等が当該制度内で体系的に整備されていることから、文書に記録されている保有個人情報についても、刑事訴訟法等の制度にゆだねることとしたものと解される。これらの書類等については、行政機関法と同様に、本条例による開示、訂正及び利用停止制度を適用しないこととしたものである。

イ 刑事訴訟法第53条の2の「訴訟に関する書類」とは、刑事訴訟法第47条の「訴訟に関する書類」と同一であり、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録等を含む。例えば、裁判所が作成する判決書や公判調書、検察官が作成する起訴状や不起訴裁定書、冒頭陳述書、供述調書や捜査報告書等の証拠書類のほか、告訴状、不起訴処分通知書、弁護士選任届等の手続関係書類が含まれ、意思表示的文書と報告的文書いずれも含まれる。また、裁判所（裁判官）の保管している書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護士その他の第三者の保管しているものも含まれる。

なお、いまだ送致・送付を行っていない書類に記録されている保有個人情報についても、条例第2章第2節の適用除外であると解される。

- (3) 「漁業法（昭和24年法律第267号）第50条第1項に規定する免許漁業原簿に記録されている保有個人情報」の適用除外（第3号）

漁業権は物件とみなされ（漁業法第23条第1項）、免許漁業原簿に登録することとされており（同法第50条第1項）、この免許漁業原簿については、専ら私人間の取引の安全等を図り、私法上の権利を保護するため、謄本・抄本の交付又は閲覧手続という一般的な行政文書の開示とは異なる独自の完結した体系的な開示制度が設けられていること、また、免許漁業名簿について、この条例により認証のない写しの交付等を認めることは、免許漁業原簿の認証制度の趣旨を損なうおそれがあることから、条例第2章第2節の規定を適用しないこととしたものである。